

仕事と子育ての両立支援に関する行動計画

FN グループ

社員が仕事と子育てを両立することができ、ライフスタイルが変わっても働き続けることができる環境を作るために次のような行動計画を策定する。

1、計画期間 令和4年3月1日～令和5年2月28日までの1年間

2、内容

目標1：育児休業に関する就業規則の見直しを行うとともに、新たに在宅勤務と子の看護休暇制度、保育サービス費用補助制度を導入する。

具体的な対策

- ・令和4年3月1日～ 就業規則改定の検討
- ・令和4年4月1日～
 - 改定後の育児短時間勤務規定の施行
 - 在宅勤務規定の施行
 - 看護休暇制度の導入
 - 保育サービス費用補助制度の導入

目標2：希望者が育児休業を安心してとれる環境作りのために、上記の制度を社員に周知し、取得予定者には育児休暇の取得から復帰までのサポートを行う。

具体的な対策

- ・令和4年4月1日 育児休業取得予定者は労務担当と面談を行い、代替要員の確保、復帰支援についてサポートすることを確認する制度を導入
- ・令和4年5月17日 短時間勤務規定の改定、在宅勤務規定の導入、看護休暇制度の導入、保育サービス費用補助制度の導入について社員に周知する。

3、一般事業主行動計画公表日 令和4年5月17日